

目白台インターナショナル・ビレッジに入居予定で
新型コロナウイルスの感染拡大により
日本への入国が遅れる可能性のあるみなさんへ

東京大学ハウジングオフィス

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本への入国ができない等の理由で目白台インターナショナル・ビレッジ（以下「目白台」）への入居が遅れる場合の居室の取り扱いについては、下記のとおりとします。

現在の目白台居室については、下記条件において「入居許可通知書」記載の入居許可期間開始日から起算して最長3ヶ月間は置き置き可能とします。

- ・入居が遅れる旨、毎日コムネットに連絡する。
- ・宿舍料は、実入居日からの日割り計算とする。
- ・「入居許可通知書」記載の入居許可期間満了日については、変更なしとする。
※この場合、実入居期間が1年に満たなくとも、更新希望の際には当初設定の入居許可期間に基づいて更新手続きがなされることとします。なお、更新手続き等の詳細については、毎日コムネットにお問い合わせください。
- ・「入居許可通知書」記載の入居許可期間開始日から何も連絡がないまま3ヶ月が経過し、空室のままとなっている居室については、自動キャンセルされることとする。

目白台は毎月入居者を募集しておりますので、入居許可期間の開始日までに入居出来そうにない場合は、以下のように当選居室をキャンセルし、再申請をしていただくことも可能です。なお、この場合の OSTA 再申請については、必ずしも目白台における居室確保を確約するものではありません。

- ・現居室をキャンセルする旨、毎日コムネットに連絡する。
(OSTA 再申請用パスワードは、キャンセル連絡時に毎日コムネットからお知らせします。)
- ・必ず入居希望月の前々月 25 日までに OSTA 再申請を完了する。
- ・OSTA 再申請時には、備考欄に①キャンセルした居室番号と②キャンセル居室の許可番号を記載する。
- ・国の水際対策によって生じた入居遅れの場合にかぎり、宿舍料については実入居日からの日割り計算とする。
- ・この場合の入居許可期間開始日は希望入居月の1日からとなり、本学在籍期間に応じて最長1年間の期間内において入居許可期間満了日が設定されることとする。

なお、目白台への入居日が「入居許可通知書」記載の入居許可期間開始日から起算して3ヶ月以上遅れる見込みである場合には、必ず現居室をキャンセルし、OSTA 再申請してください。(なお OSTA 再申請時の諸条件については、上述のものと同じとします。)

【連絡先】 お問い合わせの際は、必ず氏名、許可番号、目白台居室番号を記載のこと。

▶ **「入居遅れ」ならびに「キャンセル」連絡先：** [毎日コムネット mejirodai_village@maicom.co.jp](mailto:mejirodai_village@maicom.co.jp)

▶ **OSTA 再申請に関するお問い合わせ：**

[東京大学ハウジングオフィス housing-office.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:housing-office.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)